

EU 研究奨励賞授与規定

2018 年 11 月 17 日理事会・総会承認

1. (目的) 次世代の EU 研究者を育成することを目的として、EU 研究奨励賞を設ける。
2. (事業内容) 『日本 EU 学会年報』に掲載された論文のうち、特に優れた単著論文の著者に対して授与する。
3. (受賞対象者) 受賞者は『日本 EU 学会年報』に論文が掲載される年度において 40 歳以下の者、若しくは博士課程に在籍する者とする。
4. (賞) 各年度の受賞人数は経済、法律、政治・社会の各分野から 1 名、合計 3 名を上限とし、受賞者には『日本 EU 学会年報』が発刊された直後の日本 EU 学会大会第 1 日目の懇親会の際に賞状および副賞 3 万円を授与する。
5. (選考) 理事会で承認された選考委員会 7 名が候補者を推薦し、理事会での承認を経て決定される。
6. 本規定は 2018 年度に投稿された論文より実施する。